

静情審第 48 号
平成 15 年 12 月 17 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会長 小野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 14 年 4 月 24 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

県営住宅家賃徴収猶予関係書類の非開示決定に対する異議申立て（諮問第 116 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 14 年 1 月 22 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、静岡県知事(以下「実施機関」という。)に対して、徴収猶予を認められた家賃を平成元年 1 月に一括納金した際の記録に係る公文書の開示を請求し、同日、実施機関は開示請求書を受け付けた。
- (2) 平成 14 年 2 月 5 日、実施機関は、徴収猶予を認められた家賃を平成元年 1 月に一括納金した際の記録が記載されている公文書(以下「請求対象文書」という。)を保有していないことを理由に非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成 14 年 3 月 13 日、異議申立人は、本件処分を不服として行政不服審査法第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人は、平成元年 1 月に、徴収猶予を認められた家賃を一括納金したが、その際一括納金したことの記録を熱海土木事務所職員に依頼し、承諾を得た。その後、平成 13 年 6 月に、熱海土木事務所職員に当該記録の有無を確認したところ、当該職員から当該記録はある旨回答を得ている。

実施機関は、請求対象文書の不存在を理由に非開示決定を行っているが到底容認できず、本件処分の取消しを求める。

4 実施機関の主張要旨

異議申立人に対して徴収猶予の処分をしたとしても、徴収猶予の処分をした公文書の保存期間は 5 年であるため、当該処分に係る公文書は廃棄されており、当該公文書での確認はできないが、開示請求の内容が記録されている可能性があると考えられる公文書として長期滞納者状況票及び家賃の減免・徴収猶予対象者一覧票がある。

長期滞納者状況票には、家賃の徴収猶予、減免、分納誓約等の処理区分、滞納整理の際の具体的事項及びその年月日並びにその時点での滞納金額及び滞納月数を記載することとなっているが、異議申立人に係る長期滞納者状況票には、徴収猶予の処分をした記録はない。

また、家賃の減免・徴収猶予対象者一覧票にも異議申立人に対して徴収猶予の処分をした記録はない。

以上のことから、徴収猶予の処分をした事実はなく、請求の対象となる公文書は保有していない。

なお、条例の規定にいうところの徴収猶予ではなく、未納になっている家賃の納入の

猶予を口頭で依頼し、了承されたということと解釈した場合でも、異議申立人に係る長期滞納者状況票にそのような記録はなく、当時の担当者もそのような事実はないとしている。

5 審査会の判断

(1) 請求対象文書について

静岡県県営住宅管理条例第 12 条において、実施機関は、県営住宅の入居者又はその同居者が病気にかかっている場合、収入が著しく低額である場合等において必要があると認めるときは、家賃の徴収猶予ができることとされている。

請求対象文書は、異議申立人が徴収猶予を認められた家賃を平成元年 1 月に一括納金したことを記録したとされる文書である。

(2) 請求対象文書の不存在について

実施機関は、仮に異議申立人に対して徴収猶予の処分をしたとしても、徴収猶予の処分をした公文書の保存期間は 5 年であるため、当該処分に係る公文書は廃棄されており、当該公文書での確認はできないものの、開示請求の内容が記録されている可能性があると考えられるものとして、長期滞納者状況票及び家賃の減免・徴収猶予対象者一覧票があるが、これらの公文書にも異議申立人に対して徴収猶予の処分をした記録はないと主張する。

一方、異議申立人は、徴収猶予を認められた家賃を平成元年 1 月に一括納金したことの記録を熱海土木事務所職員に依頼し、承諾を得るとともに、平成 13 年 6 月に同事務所職員に依頼して当該記録があることを確認していると主張する。

実施機関の説明によれば、徴収猶予の処分がされた場合には、徴収猶予の処分等の記録や滞納整理の際の具体的な記録等を記載する長期滞納者状況票のほか、家賃の減免・徴収猶予対象者一覧票にも、処分の時期、内容等を記載することとされている。当審査会が見分したところ、徴収猶予の処分がされた場合にその記録が記載される長期滞納者状況票及び家賃の減免・徴収猶予対象者一覧票に、異議申立人が主張するような記録は記載されていない事実が確認された。

以上のことから、請求対象文書は存在しないものと認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別記)

年 月 日	処 理 内 容	審 査 会
平成 14 年 4 月 24 日	諮問を受けた。	
平成 14 年 5 月 16 日	実施機関からの意見書を受け付けた。	
平成 15 年 8 月 18 日	審議、第一部会へ付託	第 152 回
平成 15 年 9 月 16 日	異議申立人から意見陳述を聴取した。 異議申立人からの資料を受け付けた。 第一部会において審議	第 153 回
平成 15 年 10 月 21 日	実施機関から意見陳述を聴取した。 実施機関からの資料を受け付けた。 第一部会において審議	第 154 回
平成 15 年 11 月 19 日	第一部会において審議	第 155 回
平成 15 年 12 月 17 日	第一部会において審議し、答申案を本会へ報告 審議(答申)	第 156 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等(氏名は、五十音順)

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上野 征洋	静岡文化芸術大学 文化政策学部文化政策学科長	第 152 回～第 156 回
大村 知子	静岡大学 教育学部教授	第 152 回～第 154 回、 第 156 回
小野 森男	弁護士	第 152 回～第 156 回
佐藤 登美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 156 回
田中 克志	静岡大学 人文学部教授	第 152 回、第 156 回
山中 崇弘	静岡新聞社 常務取締役	第 152 回、第 156 回